



シニアのひろば



「人にやさしい住宅リフォーム補助金」

市では、高齢者を対象にさまざまな生活支援サービスを行的けています。



今回は「人にやさしい住宅リフォーム補助金」についてご紹介します。

【対象】

市内在住で、65歳以上の方がいる世帯

【対象経費】

- 次のいずれかに該当する経費の2分の1（上限20万円）を補助します。
- ・ 居室、浴室、トイレなどの段差解消や手すりの取り付けなど高齢者が暮らしやすい環境に改善する場合
 - ・ 防災ベッド、防災フレーム、耐震シエルターなどを設置する場合

【補助の流れ】

- ① 必要書類をそろえ、申請
- ② 申請後、市で内容を審査

③ リフォームヘルパーと高齢福祉課職員が現場を確認

④ 対象と認められた場合、市が補助を決定

⑤ 工事実施

⑥ 工事完了後、必要書類をそろえ、市へ実績報告

⑦ 市が完了現場を確認し、補助金を交付

【注意事項】

・ 工事着工後の補助金申請は認められませんので、必ず着工前に現場確認ができるよう申請書を提出してください。

・ 対象となる高齢者が、要介護認定を受けている場合、工事の内容により、介護保険制度の住宅改修が優先されます。

・ 世帯につき、1回限りの補助です。

【申込】

平成29年1月31日（火）までに高齢福祉課へ「申請書」「工事見積書の写し」「改善前・改善後の見取図（平面図）、写真」を提出してください。

（毎月第2水曜日までの申請と第4水曜日までの申請でとりまとめ、現場確認を実施）

※申請書は市HPからダウンロード可

◆よくある質問

Q どのような改善が補助対象となりますか。

A 手すりを付けたたり、トイレや風呂の段差をなくしたりすることで高齢者が暮らしやすくなる工事に対する補助です。例えば和式便器から洋式便器へのリフォームなども対象工事となりますが、洋式便器から洋式便器への取り換えは補助の対象外です。

Q 申請の仕方が分かりません。

A まずは工事予定の業者さんに相談して必要書類の準備をしてください。不明な点は、お気軽に高齢福祉課へお問い合わせください。

Q 家全体のリフォームを考えていますが、補助申請はできますか。

A 補助対象となる部分のみの申請も可能です。必要書類の内容などは事前にお問い合わせください。

いつでもでも住み慣れた家で暮らせるよう、ぜひ、この制度をご利用ください。

▼高齢福祉課

☎ 23・4654 FAX 23・3545

☎ 1001195